

電気通信大学大学院情報システム学研究科専攻主任会議内規

制定 平成11年1月21日
最終改正 令和4年3月31日

(設置)

第1条 電気通信大学大学院情報システム学研究科（以下「研究科」という。）に、各専攻間の教育研究、管理運営の連絡調整にあたるため、電気通信大学大学院情報システム学研究科専攻主任会議（以下「専攻主任会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専攻主任会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各専攻にまたがる教育研究の連絡調整に関する事。
- (2) 研究科に係る管理運営の連絡調整に関する事。
- (3) 電気通信大学大学院情報システム学研究科教授会付託案件の調整に関する事。
- (4) その他専攻主任会議が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 専攻主任会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 研究科各専攻主任
- (4) その他専攻主任会議が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第4号に掲げる者の任期は、専攻主任会議が必要と認めた期間とする。

(議長)

第5条 研究科長は、専攻主任会議を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、副研究科長が議長を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要に応じ構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第7条 専攻主任会議の事務は、総務部研究科等事務課が行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専攻主任会議に関し必要な事項は、専攻主任会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成11年1月21日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月6日）

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年4月1日）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月23日）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日）

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。